

No.0611 2013.
7/23

9:00発行版
平日毎朝発行中

まつど ニュース



発行/松戸市

お問い合わせ: 047-366-7320

松戸市公式ホームページからダウンロードできますので、市民の皆さんや事業者の皆さんも掲示や配布などにご協力ください。

平成25年度住宅の測定・除染の申込受付を行います 放射能対策課 ☎047-704-3994

◆対象

平成24年度に住宅除染の申し込みをしていない住宅で、下記①②のいずれかに該当するもの①小学生以下の子どもがいる住宅②除染実施区域内の住宅 ※除染実施区域は、「住宅の除染測定申込書兼同意書」の他、市のホームページ等で公表している除染実施計画からご覧になれます。

◆申込方法

市のホームページや市役所・各支所等に設置の「住宅の除染測定申込書兼同意書」に必要事項を記入して、郵送またはFAX・Eメールで〒271-8588松戸市役所 放射能対策課 (FAX 047-704-4020、mcjosen@city.matsudo.chiba.jp) へ ※分譲マンションの場合は管理組合名、賃貸住宅(集合住宅・戸建)の場合は所有者名でお申し込みください。

◆受付期間

9月30日(月)まで

◆主な手続きの流れ

- ①必要書類を提出
- ②日程調整の上、現地調査(事前測定)を実施
- ③現地調査の結果を踏まえて、除染実施の可否や方法等を判断 ※事前測定の結果、毎時0.23 μ Sv(マイクロシーベルト)を超えた箇所があった場合、後日除染作業を行います(小学生以下の子どもがいる住宅では高さ50cm、その他の住宅では高さ1mで測定)。
- ④除染実施

◆主な除染方法

- 土壌の天地返し ●除草・落ち葉の除去 ●雨どい・雨水桝の洗浄等
- ※作業対象箇所に応じて適切な除染方法を選択して実施します。
※除去土壌は搬出できないため、敷地内で埋設等の処理を行います。

平成24年度にお申し込みいただき、測定後の除染作業をお待ちの住宅については、除染業者の準備が整い次第順次ご案内します。

厳しい暑さが続いています 熱中症に気をつけましょう!

健康推進課 ☎047-366-7485

熱中症は、日頃のちょっとした工夫で予防できます。熱中症について正しく理解し、予防に努めましょう! 節電を意識しすぎるあまり健康を害することがないように注意しましょう。

◆熱中症になりやすい人

・高齢者・子ども ・体調の悪い人 ・肥満の人 ・持病のある人 等

◆熱中症の症状

軽度では、めまいや立ちくらみ、筋肉痛や筋肉の硬直などの熱けいれん、大量の発汗など。中度では吐き気や倦怠感などの熱疲労や頭痛など。重度になると意識障害、けいれん、手足の運動障害や高体温(体に触ると熱いという感触)。

◆熱中症の手当て

・すぐに風通しのよい日陰やできればエアコンが効いている室内などに避難させる ・衣服を脱がせ皮膚に水をかけたり、うちわや扇風機などで扇ぐ ・氷嚢などがあれば、頸部、脇の下、そ頸部(大腿の付け根)にあてる。もし意識がはっきりしている場合は、冷たい飲み物を与える ・飲み物は塩分が適切に補えるイオン飲料が最適(なければ水1リットルに塩1グラムから2グラム程度の食塩水でもよい)。自力で水分摂取できないような状態であれば、早急に医療機関に搬送する

◆熱中症を防ぐポイント

体調管理に気をつけましょう

・日頃から十分な睡眠時間をとり、しっかりご飯を食べる ・下痢や発熱、寝不足など体力が低下している時は、無理をしない ・こまめに体温測定する

こまめに水分補給をしましょう

・屋内・屋外を問わず、こまめに水分補給をする ・高齢者は朝起きたとき、夜寝る前、入浴の前後などに喉が渇いていなくても水分をとる ・通常の水分補給は、水・麦茶などにし、イオン飲料は糖質や塩分が含まれているので、下痢や発熱、発汗が多いときなど、激しく水分が失われた時以外は控える

部屋の温度に注意しましょう

・扇風機やエアコンを上手に使い、温度調整をする。使用する場合には温度設定に気をつけ、体に直接風があたらないようにする(温度設定の目安は、外気温マイナス5度以内、27度から28度位)
・シャワーや冷たいタオルで体を冷やす(新生児期や小さい月齢では、体温調整する機能が未熟なので、服装や室内環境で調整する)
・水分補給ができない、ぐったりしている、意識がはっきりしない、おう吐、呼吸が速くなるなど重症の疑いがあるときは、早めに医療機関を受診したり、救急車を呼びましょう!

まつどニュースが
週刊になります

東日本大震災直後から、平日の毎朝発行している「まつどニュース」が、8月から毎週水曜日の発行となります。より分かりやすく、見やすくリニューアルします。
※水曜日が祝日等閉庁日の場合は翌開庁日。緊急で周知すべき事案が発生した場合は、水曜日以外にも発行します。

ツイッターや
フェイスブック
で情報発信中!



facebook



twitter

微小粒子状物質 (PM2.5) に関する情報

環境保全課 ☎047-366-7337

高濃度予測時の注意喚起について

松戸市では、千葉県が平成25年3月12日より運用開始するPM2.5高濃度時の注意喚起実施に基づき、次の対応等により市民の皆さんへの注意を呼びかけることとしました。

学校・保育所・支所・市民センター等主な公共施設および類似施設への連絡やお知らせ看板の掲示、防災行政無線、松戸市安全安心メール、松戸市公式ツイッター、コアラテレビの文字情報

| 場所 | 日付 | <μg/m ³ > | | |
|------------------------|------|----------------------|----|----|
| | | 5時 | 6時 | 7時 |
| 松戸市根本測定局 松戸市根本387-5 | 7/23 | 28 | 20 | 35 |
| | 7/22 | 16 | -3 | 18 |
| | 7/19 | 7 | -3 | 13 |
| | 7/18 | 21 | 4 | 24 |
| | 7/17 | 9 | 22 | 5 |
| | 7/16 | -11 | 7 | -5 |
| | 7/12 | 31 | 38 | 37 |

※自動測定機の測定原理における誤差要因等により、微小粒子状物質濃度が非常に低い場合、マイナス値になることがあります

注意喚起時の行動の目安(例)

不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。

屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にするなどにより、外気の屋内への侵入をできるだけ少なくし、その吸入を減らす。

特に呼吸器系や循環器系の疾患を有する者、小児、高齢者などは、体調に応じてできるだけ外出を控える。

食中毒警報が発令されました

健康福祉政策課 ☎047-704-0055

■発令期間

・7月12日(金)午後2時から5日以上連続して真夏日にならない日(もしくは、9月30日)まで。

※真夏日は一日の最高気温が30℃以上の日です。

■食中毒の発生を防ぐには

食中毒注意報の発令期間中は、細菌性食中毒の発生が多くなりますので、以下の事に注意して食中毒を防ぎましょう(『家庭でできる食中毒予防対策6つのポイント』から抜粋)。

1 買い物をする時

・魚、肉、野菜などの生鮮食品は、新鮮な物を購入しましょう。

2 保存する時

・冷蔵や冷凍の必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。

3 下準備の時

・下処理をする時に魚や肉などの食材を扱った後には、必ず手を洗きましょう。

・野菜や果物は流水でよく洗きましょう。

4 調理の時

・調理する前には、必ず手を洗きましょう。

・加熱調理をする食品は、食品の中心部の温度が75℃に1分間以上を目安に十分加熱をしましょう。

5 食事の時

・食事をする前には、まず手を洗いましょう。

・調理が済んだ食品は、室温に放置しないで早めに食べましょう。

6 食べ残しがある時

・調理をしてから時間が経ちすぎたと思ったら思い切って捨てましょう。

※特に海や山などの行楽地で食べる「弁当やおにぎり」は、必ず当日に調理し、食べるまでは直射日光を避けるなどして保管し、温度管理に注意しましょう。さらに、なるべく早めに食べ、食べ残しを時間をかけて食べることは避けましょう。

■肉の生食・加熱不足にご注意を!

食肉には「腸管出血性大腸菌(O157等)」「カンピロバクター」などの食中毒菌が付着している場合があります。

・食事の前には、必ず手を洗いましょう

・肉やレバーは十分に中心部までよく加熱して食べましょう。(中心温度75℃で1分以上)

・肉を調理する場合は、「生肉を扱う箸」(調理用の箸)と「焼けた肉を扱う箸」(食事用の箸)とを必ず分けましょう。

・動物を触った後は、必ずせっけんを使用し、十分に手を洗いましょう。



高齢者を狙った健康食品の送りつけにご注意を!!

「突然、知らない業者から『以前、注文を受けた健康食品の準備ができたので、代引きで送る』という電話があった。注文していないと断っても『注文時の録音がある』『裁判する』などと脅し、無理やり承諾させられた。どうしたらいいか」という相談が急増しています。

※消費者トラブルに巻き込まれないよう注意しましょう!!

契約等のトラブルで困ったときは、
松戸市消費生活センター(☎047-365-6565)へ
ご連絡ください。



こんなときは

●一方的に「商品を送る」と言われても覚えがなければ、きっぱり断りましょう。

●商品が送られてきたら、受け取り拒否をしましょう(送り主の記録を取っておきましょう)。

●断りきれずに承諾し、商品が届いてもクーリングオフできる場合があります。

●困ったときは、消費生活センターにご相談ください。